

論 説

「文化とジェンダーのジレンマ」における  
デモクラシーの意義 (2・完)  
——デヴォーとフィリップスを中心に

孔 珮

目次

序章

- 第一節 問題の所在と問題関心
- 第二節 分析視角及び研究課題
- 第三節 本稿の意義
- 第四節 本稿の構成

第一章「文化とジェンダーのジレンマ」の再解釈

- 第一節 フィリップス：文化の物象化
- 第二節 デヴォー：文化内部の個人問題
- 第三節 小括

(以上 295 号)

第二章「文化とジェンダーのジレンマ」へのアプローチ

- 第一節 フィリップス：政治参加への重視
- 第二節 デヴォー：「実践的な」熟議アプローチ
- 第三節 小括

第三章「文化とジェンダーのジレンマ」におけるエージェンシー

- 第一節 フィリップス：政治的活動家視点
- 第二節 デヴォー：エージェンシー
- 第三節 小括

結章

(以上本号)

## 第二章 「文化とジェンダーのジレンマ」へのアプローチ

本章では、「文化とジェンダーのジレンマ」の再解釈を踏まえて、フィリップスとデヴォーの「民主主義理論的な」アプローチを検討することを目的とする。第一節では、フィリップスにおけるリベラルな司法的アプローチと従来の民主主義的アプローチに存在する問題を指摘したうえで、民主的対話・熟議アプローチを支持する理由を確認する。第二節では、デヴォーが提示した「実践的な」熟議アプローチを考察する。その際に、「文化とジェンダーのジレンマ」の実質を踏まえて、リベラルなアプローチと理想的な熟議・対話アプローチにはどのような欠点があるのかを明らかにする。第三節では、以上の議論を踏まえつつ、両者の議論を組み合わせし、「文化とジェンダーのジレンマ」の緩和・解決に有効なアプローチとして「政治的イコズ論」に基づく実践的な熟議アプローチを提示する。

### 第一節 フィリップス：政治参加の重視

本節では、フィリップスの民主主義的なアプローチを検討する。その前に、従来のアプローチに対する彼女の指摘を見ていこう。

フィリップスは、リベラルな司法的アプローチと従来の民主主義的アプローチについて、それぞれに欠点が存在していると指摘する。彼女は、リベラルな司法的アプローチは、本質的な文化観と結びつくために限界があると考えている。そして、従来の民主的代表制には、集団の中の個人の多様性を無視する可能性があり、「文化とジェンダーのジレンマ」の実質を表面化できないという限界がある。一方、従来の民主的熟議・対話アプローチは、本質主義を乗り越え、価値の修正可能性を提示するため、司法的アプローチよりも優れた解決策と見なされるが、それでもなお価値対立の規模を誇張している。このような評価を踏まえて、フィリップスは、隠された問題の表面化、特定の慣行に関する当事者の意図の聴取、そして解決法の基準の策定という点における政治参加の重要性を提起し、さらに、最大限の政治参加を保障できるという点で民主的な熟議アプローチを高く評価する。以下、詳しく検討していく。

### 第一項 政治的イコールズ論

フィリップスによる従来のアプローチへの批判を見る前に、彼女の平等観を確認しなければならない。

フィリップスは、正当化の必要がある平等に対する批判に基づき、正義や平等などの内容は、リベラルな支配文化の研究者だけによって定義されてはならないと主張する。彼女は、ロールズの『正義論』以来、正義や平等に関する議論には、先に理想理論を提示してから、その非理想世界への影響を検討するという傾向があると指摘する (Phillips 2021: 107)。その結果として、不正義あるいは不平等を確定する際に、現実世界の状況に対する分析に基づくのではなく、理想的な「正義」に反することあるいは理想的な「正義」の不在こそ「不正義」である、という判断を行うことになる。例えば、カラー・ブラインドネスが「正義」であるならば、その反対であるカラー・コンシャスネスは「不正義」にしかならないことになる (Phillips 2021: 108)。フィリップスはセレーヌ・カデル (Serene Khader) の忠告を取り上げ、このような理想的な枠組みで物事を判断することは、ほかの視点に盲目的な単一の概念に向かうことになると批判する (Phillips 2021: 107)。また、「ある類似性 (similarities) があるから私たちは平等に扱われるべき」という考え方は、平等を条件付きにしてしまう。フィリップスは、それは条件を満たさない人を排除することをもたらすと指摘している (Phillips 2021: 56)。

このような規範的かつ先験的な平等 (equality) と区別するために、フィリップスは「イコールズ (equals)」という言葉を示す。彼女は、平等は正当化 (justification) から派生するものではなく、行為遂行的に (performative) 始まるものであると主張する (Phillips 2021: 58)。言い換えると、「平等」というのは、同じ人間であるものが有する共通の人間性によって生じるものではない。そうではなく、平等は、私たちが平等を主張するその時に、この世に現れるもの (bring into existence) である (Phillips 2015: 69)。私たちは、私たちの活動 (actions) と決定を通じて私たちが平等にし、また、それらを通じて私たちが平等になるのである (Phillips 2015: 63)。そのために、私たちが行うべきことは、平等を正当化するために人間に共通する何らかの性質を見出すことではなく、全ての人イコールズであることを主張し、全ての人をイコールズにすることである (Phillips

2021: 57, 112)。

フィリップスのこのような議論を、ここでは「政治的イコルズ論」と呼ぶ。この政治的イコルズ論に照らすことで、従来の「文化とジェンダーのジレンマ」へのアプローチに対するフィリップスの批判を理解することができる。それは、①リベラルな司法的アプローチに使用される判断基準は、支配文化によって決められる正義原理であること、②民主的代表制には依然として多様性への考慮の欠如があること、そして、③従来の熟議・対話アプローチは正義原理の再定義にとどまっていることである。項を分けて具体的に見ていこう。

### 第二項 リベラルな司法的アプローチに対する指摘

まず、フィリップスの司法的アプローチに対する主張を検討しよう。リベラルな司法的アプローチでは、多くの個人的・集団的権利に関する原理が適切なヒエラルヒーの中に配置され、それによって解決法が生成される (Phillips 2005: 115)。しばしば引き合いに出される (invoked) 原理は、民族の自己決定権、宗教の自由、女性が男性と平等に扱われる権利などである。フェミニズム研究における司法的アプローチは、男女平等を「交渉の余地がなく、あらゆる多文化的シティズンシップの追求において尊重されるべき」権利として理解し、それを、文化的調和を規制する正当性として見なしている。しかし、フェミニズム以外の研究領域では、性的平等が考慮の範囲から外れることは珍しくない (Phillips 2010: 40)。

ここに、司法的アプローチの主に二つの限界が現れている。第一に、上述の諸原理が両立し難い場合がしばしばあり、その際に、どちらを優先するか判断を行わなければならない。その判断の結果について、フィリップスは、実際にはフェミニズム研究以外の領域 (例えば多文化主義研究の領域) では、男女平等あるいはジェンダー平等の原則は常に無視されていることを指摘している (Phillips 2005: 115)。第二に、一点目に引き続き、司法的アプローチが平等における諸原理に優先順位をつける、あるいはそれらを平衡させるために依拠するのは正義原理である。しかし、その正義原理自体は、リベラルな文化、いわゆる支配文化の堆積した規範であるかもしれない (Phillips 2005: 116)。そのため、支配文化の原則に沿って判断を行うリベラルな司法的アプローチは、それ自体に不平等な性格があると

考えられる。第一項で述べたように、正義原理に依存するリベラルな司法的アプローチは、マイノリティの中のマイノリティが経験する不平等や不正義を放置する可能性をもたらす一方、支配文化の原則をほかの文化集団に押し付ける可能性もある。

「文化とジェンダーのジレンマ」の緩和・解決において必要となるのは、正義における先験的な理想理論への追求ではなく、異なる文化の価値についての優劣付けでもない。そうではなく、実際の不平等待遇を明らかにすることこそ重要である。そのために、民主的なアプローチの必要があると言えるだろう。

### 第三項 民主的代表的

次に、従来の民主主義的アプローチについて検討しよう。支配文化によって決められる規範的原理ではなく、実際の不平等待遇の明確化によって「ジレンマ」を緩和・解決するためには、民主主義的なアプローチが必要となる。第一章の議論を踏まえれば、文化集団に覆い隠された、マイノリティの中のマイノリティの権利や平等などの個人レベルの問題が表面化されなければならないことがわかる。前述のように、リベラルな司法的アプローチはこの点について対応できない。しかし、フィリップスによれば、代表制民主政治も同様に、この役割を果たすことができない。その中で問題になるのは、代表制政治における「集団的代表（group representation）」という考え方である。

確かに、多くの個人的権利が集合的活動によって擁護・確保されるし、個人への尊重が彼らの集合的・個人的アイデンティティを同時に尊重することを意味し、また、誰もが同じになるよりも、差異の存在への尊重が重視されるべきである。しかし、等しい尊重の要求が一旦「承認」に転換されると、それは、文化あるいは文化集団を「承認されるべきもの」として強調することになる。承認は、私たちの関心をスポークスマン、圧力団体、共同体・宗教の指導者、またはアイデンティティ集団を「承認」「代表」するために現れた制度的構造に向けさせる。（Phillips 2010: 10）

つまり、確かに文化的・宗教的アイデンティティを「尊重」することは重要である。しかし、これらのアイデンティティを「承認」することは、一種の制度的なものになる。それは、集团的代表に対する承認は、文化の具象化と深くかかわる文化集団の概念と、文化集団の集団内成員に対する規制権威 (regulatory authority) とを強化する危険をもたらす、ということである (Phillips 2010: 10)。具体的には、集团的代表という考え方は、リベラルな「文化の概念」における文化集団に対する過度に堅実な描写に基づき、文化集団が首尾一貫した同質性を持つことを前提とする。したがって、集团的代表においては、スポークスマンや集団の指導者が集団の代表になり、それらの代表としての正統性が認められることになる。これに対して、フィリップスは、民主的代表制の文脈において、集团的代表と区別された「集団－個別的な (group-specific) 代表」を提示する。これは、「文化の概念」を捨て、文化集団に属する諸個人の経験とマーカー (markers) を重視する、より柔軟的なアプローチである。「集団－個別的な代表」が代表するのは、似たような経験や考えを共有する、お互いがこの代表された集合の構成員であることを認める人たちの集合である。その代表例は、フィリップスが提起する「女性代表」というアプローチである (Phillips 2010: 10)。女性代表を提唱することは、個人的権利の保障における集団レベルの行動、その意義を否定するわけではない。フィリップスが求めるのは、文化の具象化としての「文化集団」の自明視・絶対視から抜け出すことである。

しかし、フィリップスによれば、政治的・代表制自体は、「文化とジェンダーのジレンマ」を解決あるいは緩和する最も適切なアプローチではない。「集団－個別的な代表」(女性代表) は、ある程度は、より集団内の「女性」という集合の意見を可視化させることを期待できるものの、「女性」の中の多様性を考慮していない。フィリップスは、各個人がそれぞれに埋め込まれている文化的慣行に対して、歴史的・政治的な文脈やそれ自身の意図を表面化する必要があると主張している。それを実現するために、法律・規範・実践を決定するときに、文化的集団の中にあるあらゆる多様性を提供している人々の、公平・公正な参加を確保すべきである (Phillips 2010: 68)。つまり、原則と政策のいずれも、それに関連するあらゆるグルー

「文化とジェンダーのジレンマ」におけるデモクラシーの意義 (2・完) (孔)

ブ<sup>1)</sup>の最大限の関与を前提として作られなければならない (Phillips 2010: 31)。以上のことに基づくならば、「文化とジェンダーのジレンマ」においては、しばしば不正な集合的代表または文化の意図的な誇張が存在するため、集合的代表ではなく、個人レベルでの最大限の政治参加が必要になるのである。

#### 第四項 従来の民主的対話アプローチ

以上のことから、フィリップスが政治参加を重要視していることがわかる。この意思決定における政治参加は、多数決の投票参加よりも、民主的な対話 (Phillips 2010: 31) を指している。なぜならば、対話アプローチを通じて、女性を含めたマイノリティの中のマイノリティの声がよりよく聞かれ、相互理解を促進することができるからである。さらに、規範や慣行に対する、個人レベルでの不同意・退出 (exit) の正当性が得られ、そのことによって文化的規範への挑戦・変化を期待することができる (Phillips 2007: 160-161)。要するに、原則の形成は対話を通じなければならないことと、女性を含めたマイノリティの中のマイノリティの参加によって従来の代表制に挑戦することが、「文化とジェンダーのジレンマ」の緩和・解決にとって極めて重要である (Phillips 2010: 33)。

しかし、従来の熟議・対話的アプローチにも問題がある。従来の熟議・対話的アプローチの擁護者は、「文化とジェンダーのジレンマ」の本質に対して誤った認識を持っているため、熟議の目的を正義原理の再定義に定めることに求める。これに対して、フィリップスは以下のように論じる。

文化間の対話は、正義における核心の原理における、より文化的に敏感な (culturally sensitive) 同意をもたらす。あるいは、共同体の中の熟議は、価値を修正することによって女性の平等問題に応じる。このアプローチは、正義の原理が特定の歴史的な文脈の中で形成される産物であるため、文化間の紛争を解決する救いの手 (*deus ex machina*) にならない、ということを出発点とする。また、最も深く保持されている価値観さえ変化の可能性があることと、一見両立できない価値シス

---

1) ここでの「グループ」は、フィリップスが指摘した「文化集団」の「集団」と区別するために、カタカナ表示にした。

テムが討論や議論のコースを通じて解決に近づけることを強調する。……それにもかかわらず、熟議的アプローチは、なおも価値対立の範囲を誇張したと言える。(Phillips 2005: 115-116)

以上の記述は何を示しているのだろうか。それは、従来の熟議・対話的アプローチ<sup>2)</sup>が文化とジェンダーの価値対立を誇張して理解しているため、熟議を通じて「規範的な同意」によって正義原理を再定義するということにとどまっている、ということである。第一項で述べたように、正義や平等などの内容も、リベラルな支配文化の研究者だけによって定義されてはならない。この意味では、従来の熟議・対話的アプローチが、従来のリベラルな多文化主義のように一方的に支配文化の原理によって正義を定義するのではなく、対話あるいは熟議によって正義を定義しようとしていることは評価されるべきである。しかし、熟議・対話アプローチを行う目的から見ると、従来の議論は問題の核心を突いていない。彼らは、熟議・対話を通じて、人々は、異なる価値システムの間にも共通の土台 (common ground) を発見し、さらに、それぞれの価値システムが思っていたより擁護し難いことを気づけるかもしれないと想定している。しかし、それは、価値対立の射程を誇張することなのである (Phillips 2005: 116)。

### 第五項 政治参加の保障のための民主的熟議アプローチ

第一章で検討したように、文化間に存在する価値対立は、ある程度、リベラリズムの議論の中で作られたステレオタイプである。第三章でまた詳

---

2) これは、フィリップスが Gutmann and Thompson (1996)、Deveaux (2000)、Benhabib (2002) といったいくつかの理論から要約した、対話・熟議アプローチの一般的な考えである。フィリップスは、このような従来の対話・熟議アプローチの一般的な考えに対して問題を指摘しているのであり、デヴォアに対して直接に指摘しているわけではない。その一方、フィリップスがここで扱ったのは、デヴォアの2000年の研究 (Deveaux 2000) である。第一章で述べたように、デヴォアの2006年の研究 (Deveaux 2006) では、女性を含むマイノリティの中のマイノリティの政治参加が重視され、それらをエンパワーするための一連のアプローチが提唱されているし、熟議の目的も具体的な問題に対する解決法の探求に設定されている。また、本文で引用したフィリップスのこの2005年の論文は、その後、彼女の2010年に出版された『Gender and Culture』に収録されている。内容について変更はあるが、本研究で検討したデヴォアの2006年の論文は扱われておらず、2000年の著作の参照のまま収録されている。そのため、この点について、フィリップスのデヴォアに対する指摘は妥当ではないという判断はあり得ると考える。



しく論じるように、フィリップスからすれば、政治的歴史的な文脈による特定の影響や、当事者（ステークホルダー）たちの活動とその意図こそ、「文化とジェンダーのジレンマ」が生じる最も重要な原因である。

そのため、フィリップスが民主的な熟議的アプローチを重要視する理由は、異なる文化間の共通性を見つけることよりも、議論の民主化が政治参加を最大限に保障できるところにある。

ここで、フィリップスが政治参加を最大限に保障すべきとする理由をあらためて明確にしたい。それは、二つの側面から理解できる。一つ目は、正確に政策の含意を理解することは、文脈に大きく依存しているということである。様々な政治的および歴史的な文脈において、異なる政策が多かれ少なかれ適切であることがある。そのため、交渉不可能な一般的な原則によって一つの道徳的に容認できるアレンジメントを想定することはあり得ない。二つ目は、正確な含意を得るためには、民主的赤字に対処しなければならないということである。様々な個人の、ある政策、法律または慣行を支持する理由を知ることによってこそ、「文化とジェンダーのジレンマ」の経緯を知ることができ、それに応じてより適切な解決法が得られる。また、熟議的なプロセスへの広範的な政治参加によって、より幅広い人々に交流や妥協のスキルを身に付けさせることが可能になる。このことが意味するのは、妥協によって「文化とジェンダーのジレンマ」を解決することではなく、交流と妥協を、共同生活の一種のスキルとして位置づけるということである (Phillips 2007: 179-180)。

ここまでの議論を一旦整理しよう。フィリップスの文化観とリベラリズムに対する指摘を踏まえることで、彼女の「文化とジェンダーのジレンマ」に対する基本立場が得られる。一方で、原理や政策の形成について、支配的文化の人々だけで決定するのではなく、文化的マイノリティのアイディアも表出されるべきである。他方で、文化集団の下で覆い隠されるマイノリティの権利や平等問題を可視化しなければならない。前者は民主主義の仕組みを取り込む理由になる。後者の理由によって、民主的代議制において、集団の代表の代わりに「女性代表」が提起される。このような基本的立場の実現においては、個人レベルの最大限の政治的参加が必要である。それにもかかわらず、代議制は政治的参加の実現に対して限界がある。それを踏まえて、フィリップスは、民主的な対話あるいは熟議的なアプロー

チを支持する。それは、実際の不平等な待遇を明らかにし、それぞれの実際の状況によって適切な対応法を探すことである。それを実現するために、民主的対話・熟議的なアプローチを通して、政治的歴史的な文脈による特定の影響や、当事者（ステークホルダー）たちの活動とその意図を表面化することが重要である。

## 第二節 デヴォー：「実践的な」熟議アプローチ

第一章で論じた通り、デヴォーにとって民主的なアプローチが重要である理由は、「文化とジェンダー」問題の政治的性格と関連している。デヴォーは、リベラルなアプローチの問題を批判したうえで、従来の理想的な熟議・対話アプローチの欠点を示しつつ、「実践的な」熟議的アプローチ<sup>3)</sup>を提示している。本節では、デヴォーによるリベラルなアプローチと理想的な熟議・対話アプローチに対する指摘を整理しつつ、彼女の民主的アプローチの内容を明らかにする。

まず、リベラルなアプローチの問題を見てみよう。第一に、第一章で述べたように、リベラルな議論は、女性差別の内容を含む文化的慣習やアレンジメントを道徳的に擁護できない、という立場を取っている。このことは、リベラルな議論には、ある種の西洋中心主義的な考え方があることを意味していると考えられる。

第二に、憲法や法律の設定など、文化的慣習に関する意思決定に文化集団の構成員を包摂していないことには、非民主的というだけでなく、文脈上には致命的な欠陥が存在する。それは、文化的慣習を改革する政策が単に自由主義の原則または憲法上の規範に由来するものであるならば、これらの慣行の実際の、あるいは生きている (actual or lived) 形態を曲解する可能性があることを意味している (Deveaux 2003: 782)。これは、適切な改革に必要な情報が見落とされる可能性を意味する一方、政策の実現のために必要な正統性と草の根的な構造も侵害することでもある。結果として、マイノリティの中のマイノリティである女性たちが遭う不平等と不正義に手をつけず、それらがさらに悪化することをもたらし可能性がある

---

3) 「実践的な熟議的アプローチ」は、筆者がつけた名称である。

(Deveaux 2003: 782-783)。

そのため、実際の問題を明らかにし、それに応じる解決策を生み出すためには、文化集団の「実際」に関しての認識を深化させなければならない。つまり、政治的意思決定における文化集団の構成員への包摂を拡大する必要があり、そこは、リベラルなアプローチよりも、民主的熟議アプローチが優れていると、デヴォーは判断している。

しかし、従来の熟議アプローチに対して、デヴォーは以下のような問題を指摘する。第一に、熟議を理想的な、理性的かつ道徳的な議論とする、従来の熟議の捉え方は、「文化とジェンダー」の問題に適用できない。まず、従来の熟議には、公共的理性によって、自己利益ではなく公的な共通善を追求する、という規範が措定されている。この規範は、自らが持つアイデンティティに基づく主張を交渉・是正可能なものとして扱わなければならないことを意味する。その結果として、文化集団からの参加者は、このような規範を理解できず、自らが不利な立場に置かれると感じ、熟議へ不参加となる可能性がある<sup>4)</sup>。また、一見合理的な規範は、植民地時代の権力・特権の構造を強化することに導く可能性もある。さらに、規範としての熟議では、公共的理性を持って、論理的な意見表現の仕方が求められている。それは、そういった表現形式がない、フォーマル・規範的と見なされる熟議の能力を持たないと見なされる文化集団の構成員の、熟議への参加のハードルを上げることになる (Deveaux 2018b: 159-160; 2003: 786)。

第二に、慣習やアレンジメントに対する異議・論争には、常に文化的 (intracultural) および政治的な性格があり、それに従来の熟議はうまく応じることができていない。デヴォーは、「文化とジェンダーのジレンマ」は、多く場合、特定の慣行における解釈、意味および正統性に対する文化内部の対立であり、それゆえに、これらの論争は戦略的かつ政治的な性格があると述べる。またこれらの論争は、規範的な枠組みにではなく、利益や権力などに関するものである (Deveaux 2003: 784-785)。

第三に、民主的正統性の源泉になる民主的活動の範囲が限定されている。

---

4) 民主的アプローチを提示する研究者たちは、文化集団の人に要求する正統性がないかつ望ましくないと主張している。しかし、それらの提案は、道徳的合意を合理的規範的な同意または道徳的妥協に置き換えることにとどまっている (Deveaux 2003: 786-787)。

それは、民主的活動が、フォー・マルな熟議の場で行われる熟議・対話に限られているということである。これは、私的領域で行われる文化的抵抗や文化に対する再発明(reinvention)を見落とすことになる。具体的には、様々な社会環境における文化的異議(cultural dissent)や転覆(subversion)または再発明に反映される。また、家庭、学校や礼拝所、伝統的共同体による宗教教育、結婚や出産をめぐる社会的実践や若者の成人への伝授、そして共同体と社会的サービスの提供<sup>5)</sup>にも、初期段階(inchoate)の民主的活動を同定できる。社会的なインフォーマルな場で行われるこれらの活動は、社会慣習の正統性や非正統性を常に取り上げるため、民主活動に含むべきであるし、また、その内容を表面化すべきである(Deveaux 2003: 781-782)。

まとめると、「文化とジェンダーのジレンマ」において、デヴォーが重視するのは、民主的正統性、つまり、当事者(ステークホルダー)たちが実際に行った民主的活動が正しく評価されたのか、また、これらの意見と要求が反映されるのか、ということである。ここからデヴォーが提示するのは、「実践的な」熟議アプローチである。「実践的な」熟議アプローチには、以下の四点の特徴がある。

第一に、民主的正統性を確保するために、フォーマルな政治的熟議だけではなく、インフォーマルな民主的表現も含めることである。つまり、実践的な熟議アプローチは、民主的活動として評価される活動の範囲を拡大する(Deveaux 2003: 781)。従来のフォーマルな熟議アプローチでは、女性を含むマイノリティの中のマイノリティは、経済的、社会的、政治的資本を平等に有していない場合がある。それによって、女性が本心を言えないということや、さらに熟議の場から排除されるということがある(Deveaux 2016: 4-5)。このような状況での「熟議」は、マイノリティの中のマイノリティが被る不平等を悪化させることになってしまうだろう。また、文化集団において、誰かがフォーマルな政治の場に参加できるかは、「文化的に」決められている。メンバーシップを承認されていない、あるいは周縁化されている集団内部のマイノリティを、フォーマルな政治的熟議の場に包摂することが困難である。社会的政治的議論や論争のイン

---

5) 例えば伝統文化出身の女性が運営している国内の虐待(防止)センターなど(Deveaux 2003: 782)。

フォーマルな場への熟議的な拡大によってこそ、マイノリティの中のマイノリティの政治的解放を推進できるのである (Deveaux 2003: 793)。

第二に、フォーマルな政治フォーラムにおける熟議の場合でも、参加者の戦略的な利益とニーズの表出を認めるべきである。デヴォーからすると、このような熟議の枠組によって、社会的慣習に関する多くの現実の文化的論争の「文化内部的な性質 (intracultural nature)」と、文化対立の「実際 (the practical)」をより良く反映できるのである (Deveaux 2003: 781)。先に述べたことを踏まえると、「文化とジェンダーのジレンマ」は、多くの場合、参加者たちの利益やニーズと深く関係していることがわかる。その際、規範的合意や道徳的妥協ではなく、論争や交渉によって政治的妥協を達成することが目的である。たしかに、理性、非強制性、平等な参加などの政治における規範的基盤は、熟議にとって重要であるかもしれない (Deveaux 2003: 788)。しかし、これまで論じてきたように、このレベルの理想的な熟議は、不当な排除をもたらす可能性がある。参加者の利益とニーズに焦点を当てる熟議的な対話や意思決定は、一見するとあまり「リベラル」ではないかもしれないが、脆弱なマイノリティの中のマイノリティをエンパワーメントしその立場を保護できる点において必要である (Deveaux 2003: 781)。

第三に、従来の熟議において望ましいとされてきた意思表示の形式以外のコミュニケーションの形式と手段も認めることである (Deveaux 2003: 791)。マイノリティの中のマイノリティと見なされる個人は、常に政治参加の権利と政治参加の能力を欠いている。そのため、たとえ一般的なフォーマルな熟議を行っても、集団の指導者や優位に立つ人たちによる熟議になってしまう。そのような「熟議」は、逆に既存の権力関係を強化することになり、マイノリティの中のマイノリティにさらに危害を与える可能性がある。それに対して、デヴォーは、規範的かつ実際の立場から出発して、文化的慣行の具体的な側面を重視する。利益の訴えを認め、交渉・バーゲニング・妥協の手段を採用することは、特定の慣習や提案に対する賛成あるいは反対の際の、率直かつ具体的な意見・理由付けに役立つ (Deveaux 2003: 791; 2006: 111; 2018b: 163)。また、文化的な伝統における具体的な目的、便益と短所をめぐる議論によって構築された、このような紛争解決のプロセスにおいては、戦略的関心と利益を偽装することは困難である

(Deveaux 2003: 791)。ここで、社会的慣行や規範についての討論を依然として行うことができる。ただし、熟議の目的は、ある種の合意を達成することよりも、具体的な困難な問題への解決法・妥協法を探求することにある。道徳的な次元での論争から抜け出したこの種の熟議は、西洋的な支配文化に由来する「熟議」よりも、一種の（問題解決のための）「道具」として理解することができる。そのため、非西洋的な文化集団の中に応用することにも、妥当性があると言える。

第四に、インフォーマルな支援が必要だということである。デヴォーは、「文化とジェンダーのジレンマ」における根本的な問題である集団内部の権力関係が、どのように熟議に影響するかについて、以下のように述べている。

しかし、特に深刻なヒエラルヒーを持つ集団、あるいは非リベラルな文化集団（特定の宗教共同体を含む）において、文化的対立における厳格に内部的な解決策は、民主的正統性<sup>6)</sup> (democratic legitimacy) を侵害することになる。なぜならば、その集団の一部の成員は、体系的に政治生活の参加から排除されるからである。(Deveaux 2006: 108)

つまり、一般的なフォーマルな熟議アプローチが直面するのは、マイノリティ文化集団内部の構造的な不平等という問題である。デヴォーによれば、しばしば集団内の女性の政治権力は、彼女たちの私的及び社会的生活の環境によって制限される (Deveaux 2016: 7)。そのため、よりインフォーマルな次元でのエンパワーメントの手段を考慮に入れる必要がある。例えば、マイクロクレジットという経済的な改革によって、女性の家庭内のバーゲニング・パワーを増加し、これを通じて彼女たちに、文化的ルールと伝統について、より発言する権利を認めるということがある (Deveaux 2006: 109)。

また、権利が奪われた (disenfranchised) 共同体成員の声の増大、また

---

6) ここでの民主的正統性は、政治参加のことを指す。デヴォーは、文化的慣習や実践の改革についての熟議討論に対して、関連する文化集団の指導者だけではなく、集団成員も討論に参加すべきであると主張する。民主的正統性を無視するリベラルなアプローチによって考え出した結果は、非民主的であり、不十分である (Deveaux 2003: 782)。

は彼女たちによる並行した熟議を可能にするために、デヴォーは、戦略的な排除を提起している (Deveaux 2016: 1)。具体的には、(特にフォーマルな熟議の場では) 異なる意見を拒否するような人をその場から一旦「排除」すること、または、エンパワーメントされていない文化共同体の成員に、その成員だけの分離した熟議を行うことを意味する (Deveaux 2016: 15-16)。ここでの「排除」について、デヴォーは、スザンヌ・ドビー (Suzanne Dovi) の主張を借りて、以下のように説明する。それは、「歴史的に不利な立場にある集団の表現を改善するためには、民主制度内に代表者が過剰になる特権集団の権力と影響力を取り除かなければならない (Deveaux 2016: 15)」ということである。前に述べたように、マイノリティの中のマイノリティは、私的・社会的従属と政治的周縁化という二つの特徴がある。また、集団内の一部の成員 (男性指導者など) の支配を考えると、一時的な戦略的な排除を使用する必要があると考えられる。このような排除がなければ、ローカルな文化的政治的制度とプロセスに存在する、甚だしい権力不平等に挑戦あるいはこれを是正することができないだろう。家族や共同体に既に存在する従属関係を反映した不平等については、なおさらである (Deveaux 2016: 15)。デヴォーは、利益とニーズの表明が重要であるとするが、戦略的な排除を行う熟議の意義は、それに限られるわけではない。それが、周縁化されたマイノリティの中のマイノリティたちに政治的能力を発展する機会を提供し、さらにそれらの政治的能力の育成をサポートすることも重要なのである (Deveaux 2016: 16)。

### 第三節 小括

本章では、以上のようなフィリップスとデヴォーの民主主義における議論の考察に基づいて、「文化とジェンダーのジレンマ」に対して、民主主義的枠組みがもたらす重要な知見を検討した。フィリップスとデヴォーの両者ともに、民主的熟議・対話アプローチを支持する。それにもかかわらず、両者のフォーカスは異なっている。本稿は、フィリップスの民主主義観をデヴォーの民主主義的アプローチに織り込むことによって、「文化とジェンダーのジレンマ」の緩和・解決により有効なアプローチとしての、「政治的イコールズ論」に基づく実践的な熟議アプローチを得られると考える。

問題は、両者の理論をいかにして接合できるか、ということである。ここではそれについて、以下の二点に分けて整理する。

①理念としてのフィリップスとアプローチとしてのデヴォー

まず、フィリップスが熟議・対話アプローチを支持する理由は、彼女の「政治的イコルズ論」から生じるものであり、アプローチの具体像を提示しているわけではない。フィリップスは、これ以上「文化の概念」におけるステレオタイプを深めないことと、現実的な不平等や不正義を表面化すること、または規範原理の同定ではなく実質の不平等問題を解決することを重視している。ここから彼女は、政治参加の拡大を強調し、民主的熟議・対話を政治参加の拡大のためのアプローチとして支持する。しかし、フィリップスの議論は、「文化とジェンダーのジレンマ」に関する実際の問題を踏まえて、「平等」というものをどのように再理解すべきか、また、それを達成するために、どのようなアプローチが望ましいのかという地点にとどまっている。すなわち、政治参加の保障のための「熟議・対話アプローチ」における具体的な形式やあり方は、どのように従来の正義原理を再定義するための熟議と異なるのかについて、彼女は提示していない。

一方、デヴォーの場合は、具体的なアプローチを提示しているが、それを支持する理由としての「民主的正統性」の妥当性についての説明が不足している。デヴォーが主張したインフォーマルなエンパワーメントの手段とセットになった民主的な熟議アプローチには、主に二つの作用を期待できる。一つ目は、文化に対する解釈の再修正・改訂であり、もう一つは、熟議・対話環境の拡大と保障によって、フォーマルな政治的な場で疎外された従属地位にいる人々も政治的に包摂でき、熟議の結果に影響を及ぼすことができることである。フィリップスの議論に照らすと、デヴォーの構想こそ、彼女の提示した問題に対応できるアプローチの具体的な形であると言えるだろう。

ただし、デヴォーは民主的正統性を重視しているが、その際に民主的正統性を自明のものとして見ている可能性がある。そのため、本稿は、デヴォーの議論に関する理念の部分にフィリップスの平等論を織り込むことによって、実践的な熟議アプローチを完成することができると主張する。以下では、その接合の可能性について検討する。



②接合点としての「実際の平等」

デヴォーは、民主的正統性について論じていないわけではない。彼女は、文化的差異における従来のリベラル的な正義論を論じる中で、それが文化的マイノリティ集団の構成員を何らかの形でリベラルな市民にすることに至ることと批判する (Deveaux 2000: 186-187)。彼女は、文化的マイノリティ集団の構成員の実質的な正義と平等を確保するために、より民主主義的な規範と実践を深化させなければならないと主張する (Deveaux 2000: 187-188)。フィリップスと比較すると、以下のような二点の理解が得られる。

第一に、デヴォーは、非西洋的・マイノリティ文化がリベラルな文化に同化されないまま、それらの構成員の平等を保障できるアプローチを構成しようとしている。それは、フィリップスと同じように、西洋的あるいはリベラルな文化や原則における支配への拒否を、理論の前提としていると考えられる。第二に、しかし、フィリップスの「差異の超越」と比べると、デヴォーの議論は「差異を超越していない」ものとして見なすことができる。デヴォーの議論には、文化の「尊重」という立場がある。彼女は、個人にとっての文化的アイデンティティやメンバーシップ、および文化への愛着の重要性を重視する (Deveaux 2000: 6-9)。なぜ異なる文化に対する「尊重」を、わざわざ強調しなければならないのだろうか。それは、デヴォーが異なる文化間には価値対立があるという前提から完全に脱出できていないからではないか、という疑問が生じるかもしれない。しかし、第一章と本章で論じたように、デヴォーは、文化間には両立不可能な価値対立があるという立場には立っていない。むしろ彼女は、「文化とジェンダーのジレンマ」が規範的な側面を含むものの、必ずしも道徳的価値における深刻な論争を伴うわけではないと主張する (Deveaux 2006: 6)。「文化とジェンダーのジレンマ」を政治的対立として理解することに努めている点において、デヴォーとフィリップスとは一致している。ただし、デヴォーは、「平等」を従来のリベラリズムの議論で生じた規範的な平等概念として見なし、フィリップスのように「平等／イコールズ」を脱リベラリズム化し、政治的に構成されるものとして見るができなかった。デヴォーは、「平等」を重要な政治的・社会的概念として見なしていない文化も存在していると示し、文化の尊重という立場から、「平等」ではなく非支配性を要求していた。これは、非西洋的文化 (集団) に存在する不平等を容認するのでは

なく、リベラリズムの西洋的な「平等」概念を、マイノリティ文化集団に強要することへの拒否である。彼女が主張する非支配性の要求は、当事者たちにおける権力関係の不平等を防ぐためのものである（Deveaux 2006: 219-221）。つまり、デヴォーの議論には、（必ずしも明言されていないものの）リベラル的な平等・正義規範によるのではなく、異なる文化内部に熟議などの民主的活動を通じてそれぞれの「平等・正義」を政治的に実現する、という立場を見て取ることができる。これこそ、デヴォーが民主的正統性を支持する理由であるだろう。ただし、彼女は、フィリップスのように「平等／イコルズ」を、文化、ジェンダー、あるいはそのほかの差異と切り離すことができなかった。そのため、デヴォーの議論は、「平等」概念を回避することにとどまっていると考えられる。このように見ると、フィリップスの理念は、デヴォーの民主的アプローチの前提にある理念を補完できると考えられる。すなわち、フィリップスの「政治的イコルズ論」を、デヴォーのインフォーマルなエンパワーメントの手段とセットとなった民主的な熟議アプローチに織り込むことによって、より有効的な民主的アプローチが得られると思われるのである。

本章では、「文化とジェンダーのジレンマ」の緩和・解決のための、民主主義的アプローチを検討した。次章では、民主的な担い手・エージェンシーについて詳しく論じていく。

### 第三章 「文化とジェンダーのジレンマ」におけるエージェンシー

本章では、「文化とジェンダーのジレンマ」において、集団内部の女性たちの政治的エージェンシーを見出すことの正当性と可能性を模索する。第二章まででは、「文化とジェンダーのジレンマ」の本質主義的な認識の是正と、社会的不平等の除去および権力関係の再構築という点を提示することによって、「文化とジェンダーのジレンマ」に対応する「民主主義」の全体像を描いてみた。その中で重要になるのは、ジレンマを個人レベルに還元して理解することである。具体的には、「文化とジェンダーのジレンマ」の緩和・解決には、①個々の具体的なケースにおける問題の実質を明らかにすること、②当事者たちのジレンマに対する対応への評価、および③それらのジレンマに対応する能力（可能性）に焦点を当てることが重要となる。

このことを踏まえて、第三章では、第二章で提示した「民主主義」像の担い手・エージェンシーを検討する。ここでは、次の二段階に分けて論述を行う。第一段階では、フィリップスの「政治的活動家」論を中心に引き上げ、実際の「文化とジェンダーのジレンマ」を、個人レベルで見ることの必要性和正当性を明らかにし、さらに、当事者としての集団内部の女性たちを、「政治的活動家」として見ることができることを提示する。第二段階では、「政治的活動家」としての集団内部の女性たちの能動性を、デヴォーの「最小限の手続き的な自律」を用いた「エージェンシー」概念によって考察する。この二つの段階を経て、民主主義的枠組みが「文化とジェンダーのジレンマ」を個人レベルでの政治的ジレンマとして見ることの正当性、および、集団内部の女性たちがこのような「民主主義」アプローチにおける担い手・エージェンシーになる可能性と正当性を明らかにすることができる。最終的には、民主主義的枠組みを用いることで、「文化とジェンダーのジレンマ」において、当事者である女性たちの政治的活動および民主的表現の表面化を拡大することによって、ジレンマの緩和・解決に新たな方向性を提示できる、という結論に至りたい。

## 第一節 フィリップス：政治的活動家視点

具体的な「文化とジェンダーのジレンマ」が生じる原因や当事者を同定する際に、フィリップスが提示した「政治的活動家」視点（*the perspective of the political activist*）を用いることが有効である。それは、ジレンマにかかわる全ての個人を、一種の政治的活動家と見なし、「文化とジェンダーのジレンマ」を、個人レベルの政治的活動から生じる、政治的・文脈的な問題に還元して考える視点である。

### 第一項 政治的活動家の視点をを用いる正当性

ここでは、フィリップスの政治的活動家の視点をを用いる理由として、以下の二点を挙げる。

まず、同じ文化集団に属する同じ立場にいる個人でも、その同じ「文化慣習」に対する感覚は異なることである。フィリップスによれば、たとえ同じ文化集団に属するとしても、個人の選択にはより深い複雑性があるた

め、それらの人々が同じ選択を行うとは一概には言えない。特定の文化が必ず特定の行動を導くことや、特定の文化集団に属する人間にはそのアイデンティティ・行動・選択に同質性があることなどは、必ずしも自明ではない。ある文化的慣行が、それにかかわる個人の自らの選択の結果なのか、抑圧の産物なのかを判断するのはとても困難である (Phillips 2007: 176-177)。例えば、お見合い結婚に抑圧を感じる人もいれば、それがあるべき結婚のあり方だと思える人もいる。何でも夫に従わなければならないことを人権の喪失と思う主婦もいれば、「飼い慣らされた (tamed)」結果としてではあるが、この生活が悪くないと考える主婦もいる (Phillips 2007: 179)。このような違いを、単純にリベラルな原則によって評価することは適切ではない。

次に、文化的慣行にかかわる人間の行動は、「文化」に依拠しなくても) ゲーム理論などにみられる「合理的人間 (rational man)」という最も単純化された心理学によって説明できる場合もある (Phillips 2007: 48)。フィリップスは、G. マッキーがセネガルで行った、女性器切除に対する村主導の反対キャンペーンについての調査<sup>7)</sup>を取り上げる。この調査によれば、女性器切除という慣行を続けるのは、慣習や伝統の権力の圧倒という理由ではなく、異端になりたくない心理があるからである。したがって、「期日までにほかの人もサインするよ」と村民に伝えると、簡単に村民から女性器切除禁止への同意を得ることができた。これが雪だるま式に村ごとに広がって、最終的に政府が女性器切除を禁止する法律を制定した。フィリップスは、文化的な差異がないと言いたいわけでも、全ての人々の生活様式を同じアプローチで理解できると主張したいわけでもない。彼女は、一見文化的愛着とかわる実践も、実際には「他人が動かない限り自分も現状維持する」という簡単な集合的行為の論理に当てはまる、という形での文化的慣行理解の可能性を提示しようとするのである (Phillips 2007: 46-48)。

以上の二点は、文化集団に属する人間の全ての行動の理由をまとめたものというわけではない。しかし、個人レベルの行動には複雑性があることを示している。これらを踏まえて、「文化とジェンダーのジレンマ」につ

---

7) フィリップスは、マッキーの "Female genital cutting: the beginning of the end." (Mackie 2000) という論文を参照しつつ、議論を行っている。

いて、この主張をどのように理解すべきか、また、個人の活動がどのように政治的問題を起こすのかについて、彼女は次のように述べている。

私たちが直面するのは、文化的に深刻な不同意というよりも、歴史的な文脈の特異性 (specificities) から派生する (個人的な) 政治的判断・戦略的複雑性と、私たちが送りたいメッセージと周りの人たちが受け取るメッセージとの間にあるギャップが対立すること (agonizing gap) である。人は性的平等やマイノリティの権利、または文化的承認を主張するとき、以前の介入によって既に設置されたステージに介入 (intervene on) したり、非常に異なる結果をもたせるために動員された言説を採用したりする。(Phillips 2005: 116-117)

上記の引用が示しているのは、相手の意図を曲解し、曲解した意図に対して行動を取ることで、さらに相手の元々の意図と乖離した行動を導くという無限ループが、「文化とジェンダーのジレンマ」にも存在するということである。フィリップスによれば、リベラルな多文化主義論は、「文化とジェンダーのジレンマ」について、それが倫理的かどうかをめぐる議論に終始している。しかし、このジレンマに対応するためには、特定の政治活動にかかわる当事者 (ステークホルダー) の実際の行動やその真意、あるいは、その行動の結果と当初の意図などの判断などに視点を据えなければならぬのである (Phillips 2005: 118)。

ここから、「文化とジェンダー」に関する「政治的かつ文脈的」理解の重要性が導かれる。具体的には、フィリップスは、次の二点を挙げている。第一に、ジェンダー平等やマイノリティ文化の承認を主張するために採用される言説の歴史は、必然的に政治活動の背景を形成する。歴史は私たちの政治的選択を形成し、さらに政治的選択を与えるため、人間が政治的活動を行うとき、完全に自己の意志によって真の選択 (自分が本当にしたい選択) を行うとは断言できない。したがって、政治運動の中で下されるのは、「正しさ」をめぐる規範的な判断だけではなく、既定の歴史的な文脈の中でどのように自らの主張を最もうまく発展させるかという戦略的な判断でもある (Phillips 2005: 117)。このように考えることで、実践上の「文化とジェンダーのジレンマ」の、政治的・文脈的な性格が明らかになる。

第二に、第一章の第一節で述べたような、具象化された「文化の概念」は、しばしば機会主義的な方法で用いられ、動員されるものだというのである。例えば、非西洋的・非リベラルな文化は、より性的暴行・殺人の理由とされやすい。また、文化的言説やジェンダー的言説は、それらとは全く関係ない政治活動の「言い訳」に使われる場合もある（Phillips 2005: 117）。

### 第二項 政治的活動家視点から得られる示唆

政治的活動家の視点によって「文化とジェンダーのジレンマ」を理解することから、どのような示唆が得られるだろうか。ここでは、次の二点を挙げたい。第一は、「ジレンマ」へのリベラリズムのアプローチの問題点が明らかになることである。第二は、強固な価値対立問題を共通の平等の見出し（common rubric of equality）」によって表現することで、これまで共約不可能と思われた問題を乗り越える新たな方向性を見出すことができることである。以下で詳しく述べよう。

まず、第一点目について、フィリップスは、文化とジェンダーを二つの別個のシステムと見なす考え方を批判する。フィリップスによれば、これは従来のリベラリズムに見られるものである。リベラリズムにおいては、「文化」の存在が前提とされている。そのことは、文化が本来的に「脱ジェンダー化（degendered）」という特性を持つことを暗示する。これに対してフィリップスは、1990年代のフェミニストの理論に依拠して、脱ジェンダー化されることによって生じる、（ある）文化システムにおける解釈の真空は、多くの場合において、その代替としての男性的（masculine）なあるいは家父長制的な解釈によって埋められてしまうと主張する（Phillips 2005: 122）。言い換えれば、リベラリズムの文化とジェンダーの価値二分法は、文化集団のスポークスマン（通常は男性）の解釈を文化の真意として捉え、文化に家父長制的性格を押し付けることを意味し得る（Phillips 2005: 122）。そして、「文化とジェンダーのジレンマ」は、このような価値二分法によって誇張されてしまう。フィリップスの政治的活動家視点は、このような文化とジェンダーの価値二分法を否定する。そのことによって、「マイノリティ集団の文化はジェンダーと両立できない」という結論に至ることも回避することができると考えられる。

次に、第二点目について、フィリップスは、政治的活動家視点は「文化とジェンダーのジレンマ」を個人レベルの行動に影響を受けるものとして理解することであり、そのことによって強固な価値対立問題は共通の平等解釈の文脈へと移行する、と主張する。先に政治的活動家視点から得られる示唆の一点目として、文化の承認とジェンダー的平等とを、常に対立する平等への主張と捉えることから脱却することができることを述べた。それに基づき、性的な不平等の問題と、マイノリティ文化にかかわる不平等の問題とを同じ領域 (terrain) の問題として扱うことができるようになる (Phillips 2005: 118-121)。それは、一見対立するよう見える文化的平等の主張とジェンダー的平等の主張を、「政治的活動家視点」を踏まえることで、「平等」という共通の基準で評価できるようになる、ということである。なぜならば、個人レベルでの活動に注目することによって、「文化とジェンダーのジレンマ」と呼ばれる問題の所在は、文脈的なジレンマにあることがわかることができる (Phillips 2005: 125)。つまり、「政治的活動家視点」を用いることによって、「ジレンマ」の有する政治的かつ戦略的な性格を明らかにすることができる。そして、人種的または宗教的な差異における、リベラルな規範とは異なる慣習が、安易に「ジレンマ」を生み出す源泉と見なされることも回避できる。言い換えれば、それは、「文化とジェンダーのジレンマ」を、価値優劣の判断における論争から、「平等」自体を促進する作業に転換できる、ということである。

では、「政治的活動家視点」を通じて、「文化とジェンダーのジレンマ」を、どのようにして文化的・政治的ジレンマであることを再理解できるのか。次の項では、事例を考察しつつ説明する。

### 第三項 具体的な適用

第三項では、フィリップスが取り扱っている二つの事例、すなわちシャー・バーノー訴訟と、イギリスで発生した見合い結婚という二つの事例を取り上げることで、「政治的活動家」としての個々人の活動が、具体的にどのように「文化とジェンダーのジレンマ」に影響を与えるのかを見てみよう。その上で、このジレンマへの対応における政治的活動家視点の意義について、あらためてまとめておくことにしたい。

一つ目の事例であるシャー・バーノー訴訟において、対立は、ジェンダー

平等と集団の地位とが絡み合う問題から生じている。ここでは、性差別の慣行に対する非難が、マイノリティ集団を攻撃する手段になる。シャー・バーノーという女性は、離婚後の財産補償に不満があり、最高裁判所に訴訟を起こした。裁判長はこの訴訟をきっかけに、イスラムの属人法(personal law)<sup>8)</sup> システムが女性にとって不公正なものであると指摘し、それによってインドの民法(civil code)の統一を推進しようとした。しかし、イスラム側は、この行為をヒンドゥー側の覇権の拡大(の象徴)として理解し、民法の統一に激しい抵抗を示した。結局、民法統一(uniform civil code)の推進は失敗し、シャー・バーノーは、所属共同体のリーダーから圧力を受け、現状維持とイスラムの属人法への忠誠を示させられることになった(Phillips 2005: 127-129)。

この事例が示しているのは、文化集団によるジェンダー平等への反対は、当該文化集団の価値観・アイデンティティと関連性がない場合がある。この例では、性的平等を主に脅かすのは、指導者たちそれぞれの道徳的優位性を確立するための争いである。裁判長の意図は、ムスリム女性の平等を促進することかもしれない。しかし、イスラム側の指導者は、(歴史や過去の経験、さらには政治的環境などの文脈によって)民法統一を推進するための「介入」という行為から、ヒンドゥー側が覇権を拡大しようとしている、という推測を得る。このように、相手の政治行動に対する解釈と、自らの元々の意図に乖離が生じることに起因する政治的・文脈的ジレンマこそ、「文化とジェンダーのジレンマ」なのである。

二つ目の事例は、イギリス人と南アジア人との見合い結婚が、移民問題と結び付けることから生じる難問である。そもそも見合い結婚は、南アジアでは理に適った文化的伝統と見なされている。しかし、イギリスの国籍を持たない相手との見合い結婚の中には、その相手のイギリスへの移民を目的としたものが少なくない。他方で、若者が(旅行などの理由で)他国に連れられて、移民しようとする相手と強制的に結婚させられる場合もある。このように、南アジア人との結婚には、それが本当に本人の意思によ

8) 属人法は、植民地化と関わるインドの法律制度の一部である。主として結婚、離婚、扶養、養子縁組み、宗教的寄進に関する事項を扱「民法に限りなく近いもの」である(杉山 2018: 44)。インドでは、属人法はヒンドゥー、ムスリム、クリスチャン、パールスィーに存在する。



る「結婚」なのかについての判断が難しい場合がある。そのため、イギリスでは、南アジアから来た人との結婚は、例外なく移民目的の偽装結婚として判定されることになる (Phillips 2005: 129-133)。

政治的活動家視点から、この例をどのように理解するべきだろうか。ここで、「結婚」する個人とイギリス政府は、いずれも「政治的活動家」と見なされる。イギリス政府の判定が示すのは、女性の結婚の自由という主張と見合い結婚という文化的慣習とが共存できない、ということではない。そうではなく、イギリス政府は、南アジア人における移民目的の偽装結婚という歴史上の先例と、結婚する個人の意図を把握することはできないということとによって、やむを得ずこのような判定を行っていると解釈できるのである。

以上の事例を見た後で、あらためて政治的活動家視点の持つ意義についてまとめよう。政治的活動家視点は、「文化とジェンダーのジレンマ」は、個人の活動とかかわる政治的かつ文脈的なジレンマである、という理解を提示する。フィリップスによれば、これまでのリベラルな多文化主義者たちは、常に文化集団の生存のための闘争や文化の衝突に注目する。一方、リベラルなフェミニストたちは、文化集団の家父長制的生活様式によって抑圧された女性の犠牲者を想定している。このような「文化でジレンマを理解する」視点には、個人の複雑性への関心が欠けているのである (Phillips 2007: 179)。

これに対して、政治的活動家の視点は、「文化とジェンダーのジレンマ」をめぐる議論で無視されてきた、当事者たちの「活動」への注意を喚起する。政治的活動家の活動と本意 (original intentions) とが噛み合わない部分にこそ、「文化とジェンダーのジレンマ」が存在するのである (Phillips 2005: 118)。つまり、政治的活動家の視点は、特定の「ジレンマ」に対して、理論的にはあり得る規範的な解決法よりも、特定の歴史的な文脈の影響や (Phillips 2005: 117)、当事者 (ステークホルダー) たちの活動と元々の意図に対する評価の重要性を指摘するのである。

以上のように、フィリップスの政治的活動家視点に依拠することで、「文化とジェンダーのジレンマ」を、集合的ではなく個人レベルに還元する必要性と正当性を示すことができる。とりわけ、個々人の活動 (言動) に戦略的 (ゲーム理論的な) かつ政治的な性格が存在すると見ることによって、

集団内部の女性をも「政治的活動家」として見るができるようになる。

しかし、政治的活動家視点だけで十分だろうか。抑圧的に見える社会的伝統や慣習に服従し、これを遵守する集団内部の女性の活動も、「政治的活動家」としての行動ではないだろうか。そうだとすれば、そのような行動は、「文化とジェンダーのジレンマ」の解決をもたらすことに繋がるのだろうか。このように考えると、女性を単に「政治的活動家」として見るだけではなく、その行動の内実を評価・判断するための視点が必要であるように思われる。この問題について、次節ではデヴォーの議論を参照しながら論じていく。

## 第二節 デヴォー：エージェンシー

前節では、第一段階のフィリップスの「政治的活動家」視点を整理し、このような視点を通してよりよく「ジレンマ」の実質を理解できることを明らかにした。しかし、フィリップスの議論では、「ジレンマ」への対策としての個人の活動の在り方についての説明が欠けている。前節の第二項で述べたように、フィリップスは実際に存在している具体的な不平等問題に焦点を当てるべきと主張しているが、それらの不平等に対してどのような活動が可能であり望まれるのかを説明していないのである。

そこで本節では、第二段階として、デヴォーのエージェンシーについての議論を取り上げ、集団内部の女性たちの能動性を考察していく。

デヴォーは、文化的慣行を検討する際に、従来リベラリズムにおいて議論されてきた「自律」ではなく、「エージェンシー」の概念を採用することを主張する。ここで「エージェンシー」概念の採用が意味するのは、次の三点である (Deveaux 2018a: 289)。それはすなわち、①リベラルな自律概念における、リベラルな規範（ジェンダー平等）と文化の分離を回避すること、②宗教的な女性の倫理的なエージェンシーも視野に入れること、③「強制の程度が高い文脈（highly coercive context）における選択と行動にとって問題となる障壁（problematic barriers）を同定する」こと、である。このような「エージェンシー」概念は、一種の「最小限の手続き的な自律（minimalist account of procedural autonomy）」 (Deveaux 2007: 153) の構想によって成立する。

本節では、以下の順序で議論を進める。第一項では、デヴォーによる、従来の自律における実質的構想 (substantive conception) に存在する問題の指摘を整理する。第二項では、それを踏まえて、まず、デヴォーが M・フリードマン (Marilyn Friedman) の「手続き的な自律」を修正することによって提起した、「最小限の手続き的な自律」という概念を検討する。第三項では、ウマ・ナーラーヤン (Uma Narayan) の議論を踏まえて、そのような自律を前提条件とする「エージェンシー」概念こそ、「文化とジェンダーのジレンマ」にかかわる個人の行動や活動を評価する際により適切な概念である、というデヴォーの主張を考察する。

### 第一項 自律における実質的構想に存在する問題

デヴォーは、自律におけるこれまでのリベラルな記述には共通の問題が存在している、と主張する。その問題とは、リベラリズムにおける自律の記述は実質的なものだということである。「実質的」というのは、個人の選択と、その背景にある社会的・文化的規範の文脈との間に厳然と境界線を引くことである。このような傾向によって、個人の選好を「制限する」または影響を与えるような社会環境にいる女性たちの選択は、常に自律の言説によって批判あるいは排除される (Deveaux 2007: 144-145)。

デヴォーは、このような意味で「実質的」な自律についての諸議論を、次のように整理する。まず、ジョン・スチュアート・ミル (John Stuart Mill)、ハリー・フランクファート (Harry Frankfurt)、S・I・ベン (S. I. Benn) などは自律を、「自己意志 (self-willed)」と「自己決定的な人生 (self-directed life)」という理想に従う概念として理解している。それは、自律は、社会圧力や家庭からの期待などの環境的要素とは関係なく、個人の人格 (personality) や意志としか関わらない、という主張である。これに対して、オーキン、キムリッカ、マーサ・ヌスバウム (Martha Nussbaum)、バリー、クカサスは総じて、より穏健な「自立 (independence)」としての自律観に訴える。それは、個人の選択能力や選択の自由を重要視する考え方であり、そこから、個人の選択を制限・制約するような伝統的・文化的慣行について、国家が干渉または禁止すべきであるという主張である。デヴォーから見ると、このような自律観は依然として理想的かつ実質的であり、それはかえって文化的慣習における部分的かつ歪んだ理解を導くことに繋がる

(Deveaux 2007: 141-142)。また、ロバート・ヤング (Robert Young)、シャロン・ビショップ・ヒール (Sharon Bishop Hill) やカトリオナ・マッケンジー (Catriona Mackenzie) などは、「自己決定 (self-determination)」の視点から出発し、リベラリストの社会化に対する危惧を投げかけ、社会化や教育が自己決定の能力を制限することを主張する。さらに、ダイアナ・メイヤーズ (Diana Meyers) は「自己定義 (self-definition)」の立場から、自律と伝統的な文化的慣行との相容れなさを証明する。その一方で、社会化や共同体の重要性を考慮する議論もある。コミュニタリアニズムの影響を受けたジェニファー・ネデルスキー (Jennifer Nedelsky) やジョエル・ファインバーグ (Joel Feinberg) などは、個人の社会的に埋め込まれた属性や、個人が共同体の一員でありたいという要求も自律の言説の中に包摂すべきと主張する。しかし、彼らにおいても、「個人」を重視する立場は保持されている (Deveaux 2007: 141-144)。

デヴォーは、以上のようなリベラルな自律に関する諸議論は、マイノリティ文化集団にいる女性たちの能動性を見逃す可能性があると考ええる。それは、意志や自立によって定義される理想的な自律観であれ、自己決定と自己定義によって構成されるより穏健な自律観であれ、自律を過度に実質的に捉えているからである。つまり、自律におけるリベラルな理解は、独立した選択の能力と多様な生活選択肢の利用可能性とを、真正の意思決定を下すための前提条件と見なす。それゆえ、この二つの前提条件を満たすことが困難な、(特に強制の程度が高い) 文化的・伝統的慣行とアレンジメントを、リベラルな議論は拒否することが理解できる (Deveaux 2007: 144, 159)。「文化は個人の自律を弱体化」(Deveaux 2007: 153) させるものとして捉えられるのである。そのため、このような実質的な自律の言説は、文化集団内の女性が、いかにして社会化および宗教的・文化的伝統から切り離された「自由な選択者」(free chooser) (Deveaux 2018a: 290) になれるか、ということに重点を置く。

さらに、これまでの、文化とリベラルな規範原則とを切り離す (両者を対立させる) 自律観に、以下の三つの問題点を見出す。第一に、文化・伝統からの影響・制限をある程度受ける個人の選択が、「真正の自律」とは見なされないために、適切な注目と評価を受けることができないことである (Deveaux 2007: 144)。第二に、文化を個人の自律の脅威と見なすことで、

文化が個人の自律の形成の一つの条件である可能性、あるいは、文化が個人の自律の形成に積極的な影響をもたらす可能性が、議論から排除されてしまうことである。第三に、さらに、エージェンシーの意味を「抵抗」に限定してしまうことである。

上記の第三の問題点について敷衍しておこう。デヴォーは、サバ・マフムード (Saba Mahmood) の議論<sup>9)</sup>を参照し、人々の活動は必ず抑圧と抵抗に結びつくというわけではないと指摘する。これら以外に、活動には、自文化に対する肯定や擁護、さらには文化の再修正や再発明、といった次元も含まれると想定できるはずなのである。しかし、「自由な選択者」というリベラルな自律観では、女性が集団内の文化的慣行に対して行う自律的な活動は、服従と抵抗という二つのタイプに還元されてしまう。それは、一方で、(特に強制の程度が高い) 伝統的・文化的文脈の中にいる女性の行動や選択の「自主性<sup>10)</sup>」を見落とし、他方で、エージェンシーによる文化的伝統の内省 (reflection) と活動の積極的な可能性を放棄することを意味する (Deveaux 2007: 153)。

## 第二項 手続き的な自律観と「エージェンシー」

以上の検討を踏まえてデヴォーが注目するのが、フリードマンの議論である。前項で述べた、文化とリベラルな規範価値 (自律) とは相容れないという問題に対して、フリードマンは、ある手続き的で「内容中立 (content-neutral)」な自律観を提起した。ここで、「内容中立的」が意味するのは、ある人の選択や行為が、「望み、欲望、配慮、関心、価値およびコミットメントを反映または映し出 (Friedman 2003: 6)」されれば、その選択・行為の内容が「どのようなものであったとしても、行為者は自律的である (田原 2017: 196)」ということである。デヴォーは、フリードマンの議論に、

---

9) マフムードは、「従属と転覆という二項モデルに概念化される」エージェンシー観を批判する。なぜならば、「倫理的および政治的ステータスが抑圧と抵抗のロジックに当てはまらない人間の活動の側面は、これらの議論から排除される」からである (Mahmood 2005: 155)。

10) リベラルな「自律」の概念と区別するために、ここでは「自主性」の用語を用いる。たとえ文化的・伝統的慣行やアレンジメントに制約されていても、女性の行為と選択がある程度彼女たちの「本音」を反映することがある。このような行為と選択は、「自主的」である。しかし、リベラルな自律観では、これらの行動は「自律の行為」として評価されないばかりか、そもそも、これらの行動に注意を払うことすら困難である。

個人による文化的規範の選択と支持も自律的なものと見なす、最小程度の「自省性 (self-reflexivity)」を要求する自律観を見出す。それを従えば、たとえ女性が一見したところでは「自律」を侵害するように見える文化的環境に身を置いたとしても、この選択が彼女たちの深い望みとコミットメントに由来するものならば、その女性たちは内容中立的に自律的であると見なすべきである (Friedman 2003: 24) ことがわかる。このように自律観を再解釈することによって、従来の実質的かつ卓越主義的で、理想的な自律のアイディアとは異なる、オルタナティブな理解が見えてくる。それは、個人の家族や共同体の成員としての感覚を表すような文化的慣行にも、さらには、より厳しい文化的環境にも適用できるような、より広い意味を持つ自律の概念である。後で述べるように、デヴォーはこの考えに基づき、「エージェンシー」の構想を提示する (Deveaux 2007: 154, 157)。

ただし、デヴォーはフリードマンの議論を全面的に受け入れるわけではない。エージェンシーについての議論をさらに進める前に、デヴォーが考える、フリードマンの議論に存在する二つの欠点を確認しておこう。第一に、フリードマンが提示する「手続き的な自律」は、過度に一貫した自意識 (sense of self) を前提としている (Deveaux 2007: 157)。デヴォーは、フリードマンが、「表面的または瞬間的な関心を反映する行動と選択だけではなく、彼女 (文化集団の中の女性たち) の、永続的な自己としての独特なアイデンティティを構成する視点とより深いつながりを持つ活動」 (Friedman 2003: 7) のための自律性を強調している、と指摘している。第二に、フリードマンの議論は、リベラルな規範と文化との分離を根本的には解決していない。フリードマンは、女性の選択の真正さ (authenticity) を評価するために、①彼女たちの選択が相対的に強制・操作されていないこと、あるいは欺かれたものではないこと、②自らの状況をしっかり反映できるような選択を行う能力が発展させられること、という条件を付けた (Friedman 2003: 188)。これは、「手続き的な自律」において、容認できる伝統的な文化的慣行の範囲を制限することを意味する。

つまり、デヴォーから見れば、「手続き的な自律」におけるフリードマンの記述は、依然として実質的な性格を持っており、社会的・文化的に制限および抑圧のある状況の中の女性のエージェンシーを認めることができないものである (Deveaux 2007: 155-156)。フリードマンは、確かに一定

程度、「自律」の柔軟性を確保し、この概念を拡張することによって、リベラルな規範と文化との切り離しを回避しようとした。それにもかかわらず、彼女は、伝統や文化的慣行に対して(リベラルな国家からの)正当化を求める時点にとどまっているのである。

フリードマンの議論の欠点を踏まえて、デヴォーは、「手続き的な自律における最小限の説明 (a minimalist account of procedural autonomy)」を前提としつつ、「エージェンシー」の構想を提案する。リベラルな自律における実質的な理解とは異なり、この構想では、エージェンシーが、より広範なものとして、支配的な社会形態、慣習、役割またはアレンジメントに対する反応を示す、あらゆる活動や表現 (Deveaux 2007: 153) として理解されるものになる。つまり、デヴォーは、行動は、たとえ個人の深層の意志を反映しなくても、人間が重視する価値を保証または反映できる程度に応じて反省的なものであり、かつ、このような意味で反省的な行動をエージェンシーの表現形式と行うことができると主張するのである (Deveaux 2007: 157)。

このようなエージェンシーの構想によって、文化的慣行への応答としての活動及び表現形式の範囲が広がっていく。つまり、より多くの活動や表現形式を、「自律的な」ものとして見なすことができるのである。エージェンシーには、もちろん、抵抗や個人アイデンティティの構築など実質的な活動が含まれる。その一方で、ある特定の伝統的慣習の遵守あるいはそれを修正する行動や、文化的・伝統的な日常生活で行った様々な行為や選択など、「文化的慣行の正当性または非正当性に直接的に訴える評価的な活動」(Deveaux 2007: 157) もまた、女性のエージェンシーの表現形式である。この意味で、「最小限の手続き的な自律」の構想は、より柔軟性があり、文化集団内の「女性の倫理的なエージェンシーも理論の枠に収める (Deveaux 2018a: 289)」ことができるのである。

### 第三項 リベラルな「自律」から「エージェンシー」へ

さらに、フリードマンの欠点に対して、デヴォーはナーラーヤンの議論を取り上げ、自説を展開する。そもそも、ナーラーヤンは、次に見るように、強い社会的制約と圧力における文脈の中でも、「自律」を実践することができるかと主張していた。

「文化的慣行」にかかわる選択に関しては、たとえ女性が慣行の特定の側面を気にしない、修正をめぐる交渉の権力もないとしても、この女性の価値とアイデンティティが部分的に「慣行によって付与され、慣行によって満たされる」のであれば、このような選択は私の手続き的な自律へのテストを満たす。(Narayan 2002: 429-430)

つまり、文化的慣行にかかわる女性の行動は、(リベラルな) 自律的選択であるか、抑圧的な制約された行為であるか、という単純な二分法では、適切に理解することができない。このような視点を持つことで、「自律」もしくは「エージェンシー」の理解を考える際に、人間と彼らが所属している社会との、すなわち人間と伝統的・文化的慣行やアレンジメントとの関係の複雑性を考慮することができる。

デヴォーはナーラーヤンの議論を元にして、高度に制限的な社会的・文化的な環境の中でも、エージェンシーが可能であると主張する。「エージェンシー」の概念を持ち込むことによって、首尾一貫した人生計画の形成という、自律の実質的な理解から離れて、私たちの関心を、個々人の、多種多様で複雑な社会慣習への応答に向かわせることができるようになる(Deveaux 2007: 157-158)。このようにデヴォーは、ナーラーヤンの議論を持ち込むことによって、強制の程度が高い文脈での選択と行動に対する、問題がある障壁を同定する可能性を提示した(Deveaux 2018a: 289)。

以上、前項と本項では、手続き的な自律における最小限の記述を前提として構築された、デヴォーの「エージェンシー」の構想を検討した。彼女のエージェンシーの概念は、個人の選択だけではなく、一人の人間が重視するものを広く反映する役割と、慣行の受容という内容をも含むものとして構想されている(Deveaux 2007: 157)。

本節の最後に、このような「エージェンシー」の構想と、本稿で考える「民主主義」との関係を整理しておきたい。まずデヴォー自身は、「エージェンシー」概念の意義について、以下のように述べている。

私の目的は、争いの対象となるような文化的慣行についての議論において、自律性をより補助的な役割に変更し、その代わりに、「エージェンシー」について語ることである。「エージェンシー」は、より一般



「文化とジェンダーのジレンマ」におけるデモクラシーの意義 (2・完) (孔)

的に個人の主体性を含めたものとして理解される。内面の精神的プロセスや、容易に認識可能な行為（行動）形態の例示としては必ずしも特徴づけられないような応答といった意味での主体性さえも、「エージェンシー」の概念によって対応することができるのである。(Deveaux 2007: 156)

このようなデヴォーの言明を踏まえつつ、「文化とジェンダーのジレンマ」に対処する「民主主義」の担い手に対して、「エージェンシー」の構想を用いる意義を考えるならば、次の三点にまとめることができる。一点目は、文化的慣行に対する（しばしば西洋的な視点からの）「判断」から、より内在的な「評価」への視点の転換である。二点目は、文化とジェンダーを切り離すことをやめて、リベラリズムの概念——それは実質的な自律であって、文化とは相容れないものである——から生じた文化とジェンダーの間にある価値対立を解消しようとするものである。三点目は、最小限の手続き的な自律の記述を前提として構築された「エージェンシー」の概念を用いることによって、文化とジェンダーをうまく一人の個人（主体・行為体）の中に共存させることができることである。

このようにして、集団内の女性を「最小限の手続き的な自律」を前提とする「エージェンシー」として捉えることによって、彼女たちがフォーマルな場で行う民主的活動だけではなく、日常的でインフォーマルな場で行う文化的慣行やアレンジメントに対する反応も、表面化し評価することができるようになる。その結果として、リベラルな枠組みの限界を越えて、文化的ステレオタイプや構造的差別への挑戦、あるいは、文化集団内部に生じる不平等や不正義問題の緩和・解決の展望を見出すことができるようになると思われる。

### 第三節 小括

本章では、フィリップスとデヴォーの議論に基づいて、「文化とジェンダーのジレンマ」に対処する民主主義におけるエージェンシーを考察してきた。本稿では、彼女たちが提起するエージェンシーを、「ジレンマ」の二つの側面に対応するものとして理解したい。二つの側面のうちの一つは

「ジレンマが生じる原因」としてのエージェンシーであり、もう一つは「ジレンマへの対策」としてのエージェンシーである。まず、フィリップスの「政治的活動家」視点は、「ジレンマが生じる原因」に対応する。すなわち、彼女の視点によって、実際の出来事の中にある人々の言動によって生じる、「ジレンマ」の政治的な性質を明らかにすることができる。次に、デヴォーの「エージェンシー」論は、「ジレンマへの対策」に対応する。すなわち、彼女の議論に基づくことで、集団内部の女性たちが、被害者の立場から「問題解決の担い手」になることを正当化することができる。このように、フィリップスとデヴォーにおけるエージェンシー概念を、「文化とジェンダーのジレンマ」の異なる側面に対応するものとして再解釈・再構成することができる。このような作業によって、「文化とジェンダーのジレンマ」の緩和・解決に向けた、新たな可能性を提示できるのである。

とはいえ、フィリップスとデヴォーが民主主義的なアプローチとしての共通性を持っていることも、あらためて確認しておきたい。両者の議論は、「実践」と「活動」の重視という点で共通している。また、両者は、正義と平等における規範的な定義よりも、特定の個人や集合に直面する実際の出来事とそれぞれの経験こそ、「不平等」を同定する基準であるという前提を持っている点でも共通している。

本稿は、「文化とジェンダーのジレンマ」において、問題の領域や不正の規範的な説明と概念化を完全に否定しようとしているわけではない。そうではなく、ここで問題にしたいのは、リベラリズムが人々の社会的属性を固定的なものに見なす傾向である。内藤準は、差別問題の研究において「差別問題の当事者の経験」が「もっぱら社会的カテゴリーの使用のみによって説明されてきた」と指摘している。つまり、差別問題あるいは「文化とジェンダーのジレンマ」において、人々の社会的カテゴリー（文化的・ジェンダー的属性など）のみが考慮されることが多い。そこでは、「社会的カテゴリーが否定的意味を固定されていたり、多数の人を一括処遇するものであるために、個人に適切な対応が柔軟になされない」傾向があるという（内藤 2003: 48）。フィリップスとデヴォーの議論から見えてくるのは、従来のリベラルな議論にも、これと同様の問題が存在するというのである。したがって、民主主義的なアプローチで、個々人の差異と、それがもたらす実際の経験の差異を表面化することが、ジレンマの緩和・解決のた

めに極めて重要である。集団内部の女性たちが民主主義的なアプローチにおける担い手になることは、ジレンマ自体に対する判断とその解決法を決める権利を女性たちに戻すことを意味する。そのことで、当事者たちが「被害者」のポジションから「エージェンシー」になることを期待できるのである。

## 結章

本稿は、「文化とジェンダーのジレンマ」における、リベラルな理解・アプローチの限界を認識したうえで、民主主義理論がその限界をどのように認識し、乗り越えるかという問題意識から出発し、「文化とジェンダーのジレンマ」に対処できる「民主主義」の全体像を示そうとした。その際、本稿は、民主主義の理論家としてフィリップスとデヴォーの二人に注目した。文化とジェンダーの間には、深刻かつ両立不可能な価値対立があるというリベラルな理解に対して、デヴォーとフィリップスは共に、このような本質主義的な理解に挑戦し、文化とジェンダーの間にある対立は価値対立ではなく、政治的・文脈的な対立であると指摘する。そのことを踏まえて、政治参加の重要性を明確化できるとともに、実際のジレンマにおける人々の政治的活動と民主的表現を表面化する必要性を明らかにすることができた。そして、本稿は、政治的活動と民主的表現の表面化を実現するために、「政治的イコルズ論」に基づく「実践的な」熟議アプローチという構想を示し、集団内部の女性が民主主義における担い手・エージェンシーになる可能性と正当性を証明する作業を行ってきた。このようにして本稿は、民主主義的枠組みを用いて、「文化とジェンダーのジレンマ」において、リベラリズムの枠組みの限界を超え、「ジレンマ」の緩和・解決に新たな可能性を提示できると主張する。

本稿が提示する「文化とジェンダーのジレンマ」における民主的アプローチは、次の二段階によって構成されるものである。第一段階では、民主主義的な制度における、「政治的イコルズ論」に基づく「実践的な」熟議アプローチを支持する。第二段階では、当事者つまり個人レベルで、エージェンシーの政治的活動や民主的表現の評価に注目する。

まず、第一段階では、熟議・対話アプローチが、「ジレンマ」を問い直

す可能性をどう生み出すのか、そして、その可能性をどう確保するのが重要になってくる。従来代表制と違い、本稿で提示した熟議アプローチは、アカウントビリティ（説明責任）を個人に求める。その際、文化集団における従属地位や私的領域にいる女性たちが、そのアカウントビリティを発揮できるか、という問題が生じうる。そもそも、「文化とジェンダーのジレンマ」は常に複雑な状況と文脈に生じるものである。そのため、文化集団内部の女性たちは「熟議」の場において、アカウントビリティをたとえ一回は発揮できたとしても、継続的には難しい可能性がある。そうなったときに、彼女たちの立場をどのように保障するのが問題となる。本稿は、このような疑念を念頭において、インフォーマルな場での「会話」の承認や女性たちへの経済支援、または一時的な「排除」による女性たちだけの熟議の場の設置など措置を含む「実践的な」熟議アプローチによって、マイノリティの中のマイノリティが自らの意見を示すことができるようになることを、第一の目標とする。そして、これに続いて、どのようにそうしたマイノリティの中のマイノリティの声によって具体的な問題を解決するかを重視する。

第二段階では、従来のリベラリズムの枠組みによる「自律」に代わる、「エージェンシー」の構想を提示した。このことには、個人に対する「判断」から、その活動・行為への「評価」に視点を転換する意義がある。まず、フィリップスの政治的活動家の視点によって、熟議において利益などについて討論することに正当性を与えることができる。そして、個人レベルの活動に注目することによって、それぞれの「ジレンマ」について、個別にその経緯と文脈を明らかにすることができる。それによって、文化集団内部の女性たちを、差別や抑圧の受動的な被害者としてではなく、政治的エージェンシーとして捉え直すことができる。

このエージェンシーの構想は、意見表明の仕方が「声を上げる」ことだけに限定されてしまうことを回避する。「文化とジェンダーのジレンマ」において、第一段階で構想したインフォーマルな熟議の場にすら入りづらく、また、声を出すことに抵抗もあるマイノリティの中のマイノリティは、決して少なくない。このような人々に対して、その具体的な活動・行為をしっかりと評価することによって、「ジレンマ」の実質をより明確に把握し、それらの活動・行為から伝わる意思と意見を見逃さないことができるよう

になる。文化的なステレオタイプと構造的差別による重層な抑圧を経験している文化集団内部の女性たちが日常の様々な場面で行う、文化的慣行やアレンジメントにかかわる「活動」の考察や、彼女たちの政治的担い手・エージェンシーとしての評価は、彼女たちの政治的活動や民主的表現を表面化するために必要不可欠な作業である。

本稿の含意として、以下の二点を指摘することができる。第一に、「文化とジェンダーのジレンマ」における文化を、反本質主義的に見ることの重要性である。本稿が目指すのは、アイデンティティ政治における「差異」や「属性」を問題の根源として見なすことを回避することである。もちろん、「文化」や「伝統」と言われる非西洋的文化と、人権や平等などを主張する西洋的なリベラルな原則との間には、同化されるか、あるいは自らの伝統を維持するかなどのような対立・紛争が存在する。ただし、価値対立を強調し続けることは、歴史的・文脈的な「文化間の価値対立」によって生じる「ジレンマ」を深刻化させるのみである。

これに対して、本稿が提示した立場は、「文化とジェンダーのジレンマ」における価値対立を、可能な限り政治的な対立に還元することである。それは、文化的・ジェンダー的差異を「超越」し、「ジレンマ」の緩和・解決を、差異そのものと切り離すことである。これは、「文化とジェンダーのジレンマ」に向き合う際の基本的な視点を、従来の「集団・共同体」から、「個人」に転換することにもなる。

第二に、フォーマルな場とインフォーマルな場の両方における政治的活動と民主的表現に焦点を当てることの必要性和意義である。安藤文将は、「政治という言葉が使われているにもかかわらず、社会運動における日常の政治というテーマは、政治学者の考察対象から外れてきた」と指摘し、「運動の日常」における意思決定をめぐる政治の存在への注目を喚起している（安藤 2019: 33-34）。本稿は、安藤と同じく「日常的な政治<sup>11)</sup>的活動」による意思表示や決定の重要性に注目しているが、その際、「日常的な政治的活動」における評価の範囲を拡大すべきだという立場に立っている。なぜならば、「文化とジェンダーのジレンマ」の複雑な社会特性を踏まえるな

---

11) ここで、田村哲樹の政治に対する定義を参照する。田村は、政治には、「主体」を形成する作用、紛争・対立の可視化、集合的意思決定という三つの側面があると主張する（田村 2009）。

らば、マイノリティの中のマイノリティの政治的活動を熟議参加や社会運動参加に限定することは、それらの政治的活動と民主的表現の定義を単純化することに繋がると思われるからである。例えば、常田夕美子は、インドの既婚女性の日常生活における行動を考察することによって、既婚女性たちは自らのエージェンシーを発揮し、「ウチ」領域のつながりや関係性のネットワークの構築あるいは再構築に役割を果たすことができたと論じている（常田 2011）。本稿も、文化集団内部の女性たちの様々な活動の政治的側面を明らかにし、その人々の民主的エージェンシーとしての可能性を最大限に見出そうとした。「ジレンマ」の緩和・解決策について再検討する権利を、ほかの誰でもなく、不平等を被っている人々自身に返すべきである。このように考えることで、「文化とジェンダーのジレンマ」において、デモクラシーの視点が有する意義が明らかになるのである。

最後に、本稿には、依然として検討が不十分な点がある。それらについては、今後の課題として取り扱うことにしたい。

第一に、「文化とジェンダーのジレンマ」において、あらゆる人々にとっての「日常生活」を政治として捉えることが本当に適切なのか、という問題がある。本稿の議論を踏まえた上で、なおも民主主義に委ねられるべきではない問題・領域があるのかどうかは、今後の検討課題である。

第二に、本稿で取り扱った文化とジェンダーとの「ジレンマ」は、基本的に政治的不平等の範疇にとどまっている。集団内部の女性への経済的サポートやエンパワーメントについても少し触れたが、経済的不平等と政治的不平等の関係と区別を論じることはできなかった。「ジレンマ」の中には、経済と文化と結びつくことによって生じる構造的問題も存在する。そのような問題に、民主主義的枠組みがどのように対応できるかの検討は、今後の課題である。

第三に、本項で示したような政治的あるいは民主主義的な考え方がどこまで非西洋地域・集団の文脈に応用可能なのかも、今後の課題である。その検討によっては、（リベラリズムがそうであるように）本稿の民主主義的アプローチの「西洋的」性格が明らかになるかもしれない。

今後は、これらの課題に取り組みつつ、「文化とジェンダーのジレンマ」への、より西洋的ではない民主主義的アプローチについて探究していくことになる。

## 参考文献

- 安藤丈将（2019）「社会運動における日常の政治」田村哲樹編『日常生活と政治——国家中心的政治像の再検討』岩波書店。
- Benhabib, Seyla (2002) *The Claims of Culture: Equality and Diversity in the Global Era*, Princeton University Press.
- Deveaux, Monique (2000) *Cultural Pluralism and Dilemmas of Justice*, Cornell University Press.
- Deveaux, Monique (2003) “A Deliberative Approach to Conflicts of Culture”, *Political Theory*, 31 (6), pp. 780-807.
- Deveaux, Monique (2006) *Gender and Justice in Multicultural Liberal States*, Oxford University Press.
- Deveaux, Monique (2007) “Personal Autonomy and Cultural Tradition: The Arranged Marriage Debate in Britain,” in Barbara Arneil, Monique Deveaux, Rita Dhamoon and Avigail Eisenberg, eds. *Sexual Justice/ Cultural Justice: Critical Perspectives in Political Theory and Practice*. Routledge, pp.139-166.
- Deveaux, Monique (2016) “Effective Deliberative Inclusion of Women in Contexts of Traditional Political Authority,” *Democratic Theory*, 3 (2), pp. 2-25.
- Deveaux, Monique (2018a) “Religion, Tradition, Autonomy. Can Intersectional Theory Reveal Openings for Women’s Agency?” *Iride*, 31 (2), pp. 279-294.
- Deveaux, Monique (2018b) “Deliberative Democracy and Multiculturalism,” in André Bächtiger, John S. Dryzek, Jane Mansbridge, and Mark Warren, eds. *The Oxford Handbook of Deliberative Democracy*, Oxford University Press.
- Friedman, Marilyn (2003) *Autonomy, Gender, Politics*, Oxford University Press.
- Gutmann, Amy and Dennis, Thompson (1996) *Democracy and Disagreement*, Harvard University Press.
- Mackie, Gerry (2000) “Female Genital Cutting: The Beginning of the End,” in Shell-Duncan, Bettina, and Ylva Hearnlund, eds. *Female “Circumcision” in Africa: Culture, Controversy, and Change*, Lynne Rienner Publishers, pp. 253-282.
- Mahmood, Saba (2005) *Politics of Piety: The Islamic Revival and the Feminist Subject*, Princeton University Press.
- Narayan, Uma (2002) “Minds of Their Own: Choices, Autonomy, Cultural Practices, and Other

- Women,” in Louise M. Antony, Charlotte E. Witt, eds. *A Mind of One’s Own*, Westview Press, pp. 418-432.
- Phillips, Anne (2005) “Dilemmas of Gender and Culture: the Judge, the Democrat and the Political Activist,” in Avigail Eisenberg and Jeff Spinner-Halev, eds. *Minorities within Minorities: Equality, Rights and Diversity*, Cambridge University Press, pp. 113-34.
- Phillips, Anne (2007) *Multiculturalism without Culture*, Princeton University Press.
- Phillips, Anne (2010) *Gender and Culture*, Polity Press.
- Phillips, Anne (2015) *The Politics of the Human*, Cambridge University Press.
- Phillips, Anne (2021) *Unconditional Equals*, Princeton University Press.
- 杉山圭以子 (2018) 「インド『身分法』をめぐる論争の現段階」『惠泉女学園大学紀要』30, pp. 39-60。
- 田原彰太郎 (2017) 「自律的行為者の行方——個人主義的構想から実質的構想への展開」『早稲田大学総合人文科学研究センター研究誌』5, pp. 193-203。
- 田村哲樹 (2009) 『政治理論とフェミニズムの間——国家・社会・家族』昭和堂。
- 内藤準 (2003) 「差別研究の構図——社会現象の規範的概念化に関する一つの考察」『ソシオロゴス』27, pp. 32-53。
- 常田夕美子 (2011) 『ポストコロニアルを生きる——現代インド女性の行為主体性』世界思想社。